

特定感染症検査等業務に関する仕様書

1 業務の内容

各保健所で行う特定感染症検査（HIV 確認試験、性感染症、ウイルス性肝炎、HTLV-1）の検体回収、検査実施、結果通知等。

2 検査項目及び見込み件数

	検査項目	見込み件数
1	HTLV-1 (ATLV) 抗体 (CLEIA法、CLIA法、ECLIA法、PA法のいずれか)	6
2	HTLV-1 (ATLV) 抗体 (LIA法)	2
3	HBs 抗原 (凝集法等による定性的な判断ができること)	300
4	淋菌クラミジアトラコマチス同時同定 (核酸増幅法など)	251
5	HCV 抗体 (高力価群、中力価群及び低力価群に適切に分類できる測定系を用いること)	300
6	HCV 核酸増幅	3
7	梅毒定性TP 抗体 (TPHA法など)	290
8	梅毒定性STS (RPR法など)	290
9	HIV-1/2 抗体確認 (イムノクロマト法など)	2
10	HIV-1 核酸増幅 (核酸増幅法など)	2

3 業務の方法

受託者は、以下の（２）、（４）、（５）、（８）の業務を行う。

(1) 委託契約

- (2) 委託機関は、各保健所に淋菌クラミジアトラコマチス検査用専用容器を配布
- (3) 各保健所は、検体が生じた場合は、委託機関に連絡
- (4) 委託機関は、原則として（３）の連絡を受けたその日に検体を回収
- (5) 委託機関は、検査を実施 ※分取も行う（遠心分離は保健所で実施）
- (6) 委託機関は、検査結果を各保健所に通知
- (7) 各保健所は、検査結果を受検者に告知
- (8) 各保健所は、感染症対策課に実施状況を報告
- (9) 委託機関は、感染症対策課に委託料を請求（月ごと）

4 その他

- (1) 淋菌クラミジアトラコマチス検査の検体１件あたりの検査単価には、容器代を含む。
- (2) 検体の回収対象地域は、県内８保健所とする。
(中央、日南、都城、小林、高鍋、日向、延岡、高千穂)
- (3) 検査結果報告について、依頼されてから原則一週間以内に報告すること。
- (4) 検査依頼書は、２に定める検査項目のみ記載されているものを使用すること。